

研究成果有体物の取扱いについて

立教大学では、大学の知的資産である研究成果有体物の管理運用面における基本的な考え方、指針を示し、さらに、研究開発成果としての有体物の研究の場での利用や産業上での利用を適切かつ簡易に行えるようにし、大学の研究促進を図るとともに学術上及び産業上の利用の促進に資することを目的として、2013年4月に「立教大学研究成果有体物の取扱いに関するガイドライン」を制定しました。

研究成果有体物とは

研究教育活動にともなって創出または取得された、有形かつ、学術的価値、またはその他の観点で付加価値があるもの。ただし、論文、講演、プログラム、その他の著作物に関するものは対象外です。

＜研究成果有体物の例＞

材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種）、試作品、モデル品、実験装置、実験動物、化学物質、菌株、研究成果情報を記録した光・磁気・電子・紙記録媒体 など

MTA（Material Transfer Agreement）とは

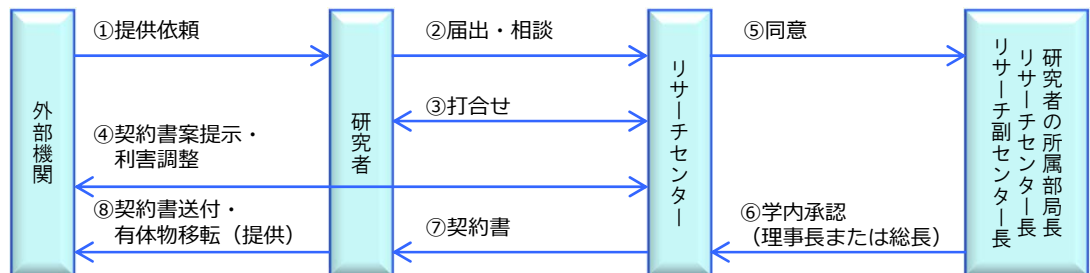
研究成果有体物を提供または受領する際に、その使用に関して取り決める法的拘束力を有する契約です。研究者が創出した研究成果有体物に関する権利等を他者に無断で流用されないように「保護」するため、または、他者の研究成果有体物の使用において様々なトラブルから研究者を「防衛」するため、本学ではMTA契約の締結を推奨しています。

＜MTA締結の要否＞

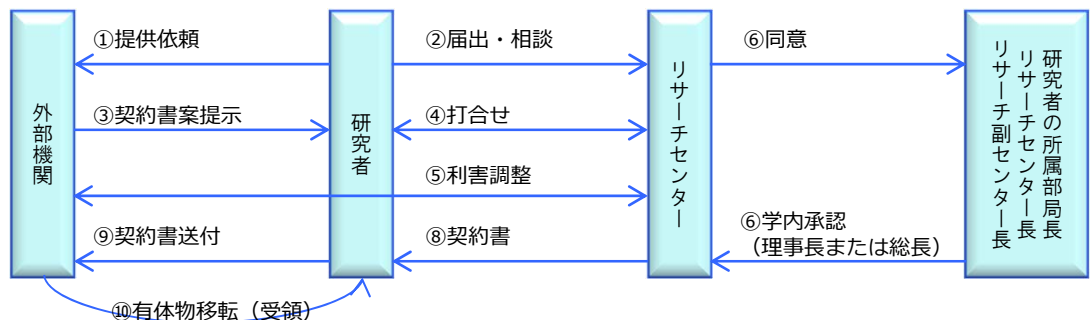
研究成果有体物の移転においては、MTAを必ずしも締結する必要がない場合があります（例：アカデミア同士が非営利目的で移転する場合など）。リサーチ・イニシアティブセンターでは、研究活動を円滑に遂行していただくことを優先し、その都度、研究者に事情や状況を伺いながら、事例をもとにより良い手段をとるようにしています。

＜MTAを締結する場合の流れ＞

【提供する場合】



【受領する場合】



研究成果有体物を提供または受領される場合は、
「立教大学研究成果有体物の取扱いに関するガイドライン」をご確認のうえ
リサーチ・イニシアティブセンターまでご相談ください。

www.rikkyo.ac.jp/research/initiative/cooperation/mta/

お問い合わせ先はこちら

立教大学リサーチ・イニシアティブセンター
知的財産担当（内線：4608）

〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1（池袋キャンパス12号館2F）
r-chizai@rikkyo.ac.jp



立教大学